

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第2号）（行財政局人事部人事課）

京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会及び京都市京町家保全・活用委員会を新たに設置し、それらの担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表1京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会の項を削り、同表1まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会の項の次に京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会の項及び京都市京町家保全・活用委員会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会	住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市京町家保全・活用委員会	京町家の保全及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第2号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会の項を削り、同表1まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会の項を次のように改める。

まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会	まち・ひと・こころが織り成す京都遺産の認定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2	年
京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会	住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2	年
京都市京町家保全・活用委員会	京町家の保全及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)